



2022年2月1日

米国「クラウドフレア」社 提訴のお知らせ

平素は弊社の出版活動にご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

株式会社講談社は、2月1日、KADOKAWA、集英社、小学館とともに、米国のIT系企業「クラウドフレア」社（Cloudflare, Inc. 本社 米・サンフランシスコ）を民事で提訴いたしました。

同社は、国際的に活動するコンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）事業者の1社であり、そのサービスを多くの海賊版サイトに提供しています。このたび出版社4社は同社に対し、海賊版コンテンツの公衆送信・複製の差し止め及び損害賠償を求める訴訟を、東京地方裁判所において提起した次第です。なお損害賠償請求額は、各社1作品、合計4作品の被害総額の一部請求として4億6000万円です。

上記のCDNと呼ばれる企業には、世界各所に大容量のサーバーを設置し、契約先サイトのコンテンツをそれらサーバーに一時的に複製する（キャッシュ）ことでユーザーからのアクセス先を分散し、当該サイトの通信速度を確保するなどの役割があります。各国のCDN事業者が展開しているそのサービス自体は、快適なインターネット環境の保持に欠かせない公共サービスのひとつと認識されており、大手CDN事業者は多くの場合、契約締結時にサイト運営者の身元確認を行い、かつ当該サイトが違法・不当なコンテンツ配信を行うことのないよう、さまざまな手段を講じています。

一方、クラウドフレア社のCDN事業は、メールアドレスの登録のみで契約が可能であり、かつ、一定の範囲であれば無料でサービスを利用することができます。また、サイト運営者は同社サービスに登録することによって、氏名や連絡先等の運営者情報を同社に代替させることが可能です。こうした特性から、身元の特定を嫌う海賊版サイトの多くが、クラウドフレア社のCDNサービスをこぞって利用するようになっています。

それら海賊版サイトの中には、月間1億を超えるアクセスをこなし、広告収入を荒稼ぎしている悪質なサイトが複数存在します。一般社団法人ABJが、アクセス数の



KODANSHA

多い上位 10 の海賊版サイトで違法に読まれた漫画の小売り額を試算した結果、その額は 2021 年の 1 年間だけで 1 兆円を超えるまでに拡大しています。そして当該 10 サイト中 9 サイトまでが、クラウドフレア社の CDN を利用していることがわかっています。

原告となった出版 4 社はこれまで同社に対し、著作権侵害が明らかな海賊版サイトを具体的に示したうえで、対象サイトが違法に蔵置している侵害コンテンツについて、一時的複製（前述のキャッシュ）や公衆送信の停止及び海賊版サイト運営者との契約解除などを再三、求めてまいりました。しかしながら満足のでられる対策や説明はなされておりません。

海賊版サイトは、漫画家をはじめとする創作者が心血を注いだ作品の権利を侵害する悪質な犯罪です。被害の拡大を一刻も早く止めるためにも、読者、関係者のみなさまのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【顧問弁護士】

福井健策、二関辰郎、出井甫各弁護士＝骨董通り法律事務所、前田哲男弁護士＝染井・前田・中川法律事務所、伊藤真、平井佑希、丸田憲和各弁護士＝ライツ法律特許事務所、中島博之弁護士＝東京フレックス法律事務所